

那塩保号外
令和4年3月8日

大田原市・塩谷町の施設を利用する保護者の皆様へ

那須塩原市子ども未来部長

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う自主的な休園（登園自粛）のお願いについて

日頃より、本市の保育行政につきまして、御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。
栃木県において、まん延防止等重点措置期間が3月21日（月）まで延長されることになりました。

県北においても連日感染者が発表され、未就学児の感染も収束していない現状から、まん延防止等重点措置期間の再延長に伴い、引き続き家庭での保育が可能な場合には、自主的な休園（登園自粛）をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置期間再延長に伴う自主的な休園（登園自粛）による利用者負担額等については、以下のとおり引き続き減額させていただきます。

感染拡大防止の観点から、保護者の皆様におかれましては、御理解御協力をお願いいたします。

◆自主的な休園（登園自粛）を要請する期間

令和4年1月27日（木）～3月21日（月）

◆利用者負担額等の減額について【これまでと変更はありません。】

①利用者負担額（0歳～2歳児）

休園した月の利用者負担額を日割りにより減額する。

②副食費（3歳～5歳児）

各施設での取扱いによる

◆自主休園に係る手続き

自主休園にご協力いただける場合は、自主休園届出書（再延長）を在園施設に提出してください。

※既に大田原市・塩谷町の自主休園申出書を提出していただいている場合は、提出不要です。

◆還付手続きについて

後日、施設を通じて、休園状況の把握や還付のお知らせをいたします。

那須塩原市子ども未来部保育課

給付係 0287-38-0036（利用者負担額等の減額に関すること）

管理係 0287-46-5536（保育の実施に関すること）

企画係 0287-46-5535（その他）